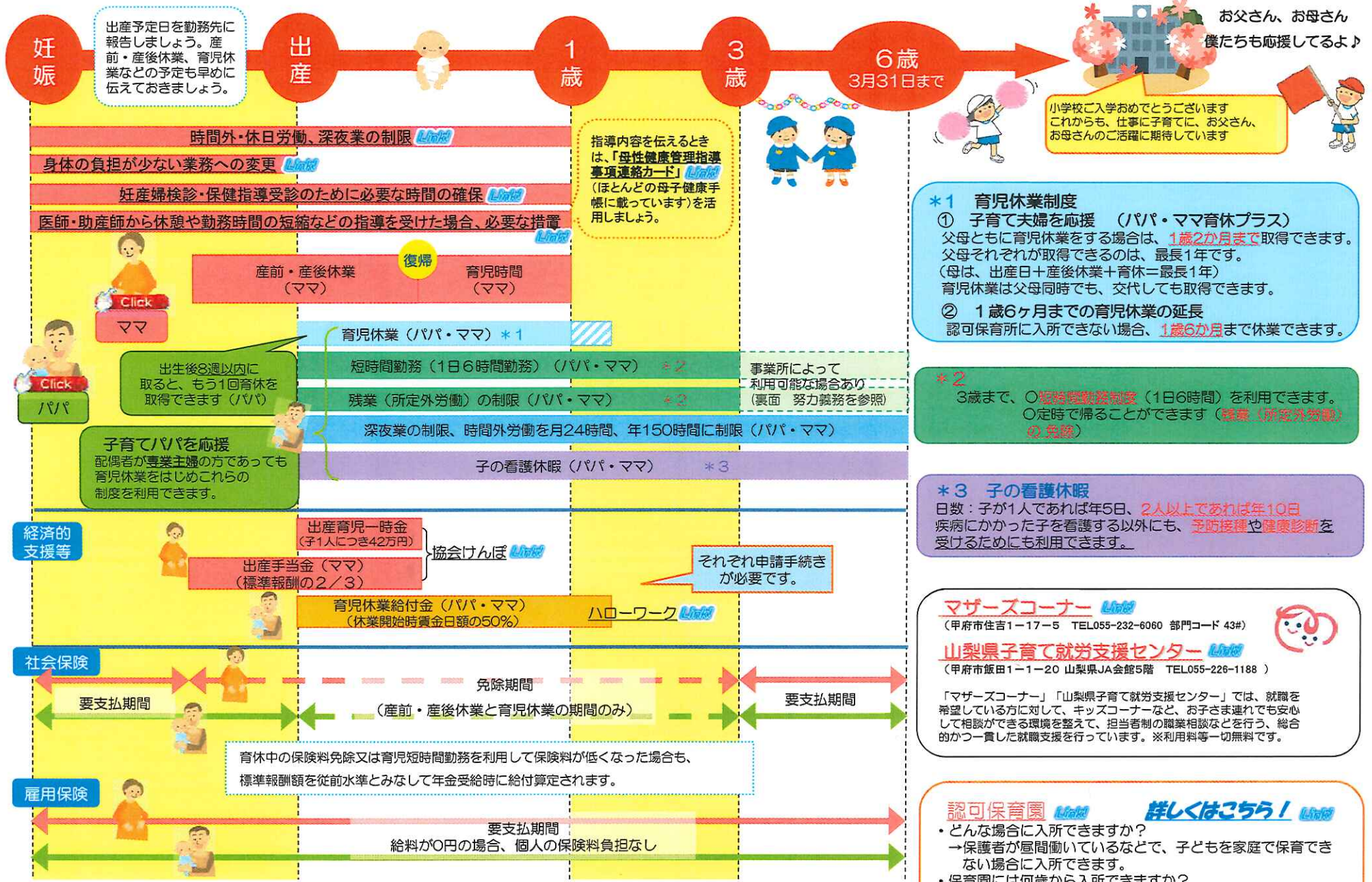


# パパ・ママのための仕事と育児の両立を支援する制度



**\*1 育児休業制度**  
 ① 子育て夫婦を応援 (パパ・ママ育休プラス)  
 父母ともに育児休業をする場合は、**1歳2か月**まで取得できます。父母それぞれが取得できるのは、**最長1年**です。(母は、出産日+産後休業+育休=最長1年) 育児休業は父母同時でも、交代しても取得できます。  
 ② **1歳6ヶ月**までの育児休業の延長  
 認可保育所に入所できない場合、**1歳6か月**まで休業できます。

**\*2**  
 3歳まで、**短時間勤務制度** (1日6時間) を利用できます。  
 ○定時で帰ることができます (残業 (所定外労働) の免除)

**\*3 子の看護休暇**  
 日数：子が1人であれば年5日、**2人以上であれば年10日**  
 疾病にかかった子を看護する以外にも、**予防接種**や**健康診断**を受けるためにも利用できます。

**マザーズコーナー** [Link](#)  
 (甲府市住吉1-17-5 TEL055-232-6060 部門コード 43#)

**山梨県子育て就労支援センター** [Link](#)  
 (甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階 TEL055-226-1188)

「マザーズコーナー」「山梨県子育て就労支援センター」では、就職を希望している方に対して、キッズコーナーなど、お子さま連れでも安心して相談ができる環境を整えて、担当者との職業相談などを行う、総合かつ一貫した就職支援を行っています。\*利用料等一切無料です。

**認可保育園** [Link](#) **詳しくはこちら!** [Link](#)

- どんな場合に入所できますか?  
 →保護者が昼間働いているなどで、子どもを家庭で保育できない場合に入所できます。
- 保育園には何歳から入所できますか?  
 →0歳(乳児)から小学校就学前までの子どもが入所できます。
- 申込みはどのようにすればいいでしょうか?  
 →希望する保育園をお住まいの市町村役場に申し込みます。

●有期の契約社員やパート、派遣労働者の方も、産前・産後休業、母性健康管理措置など妊娠・産後期の制度を利用できます。また、一定の要件を満たせば、育児休業やこのパンフレットで紹介した制度を利用できます。  
 ●詳しくは、山梨労働局雇用均等室へお問い合わせください。